

# 東日本大震災における 固定資産税・都市計画税の減免申請について

東日本大震災により課税対象となる固定資産が、おおむね半壊以上の被害を受けた場合、被害状況に応じた割合で、固定資産税・都市計画税が減免の対象となる場合があります。下記の条件に該当する方は、減免申請書に必要書類を添付し、課税課資産税係まで提出してください。

## 減免の対象について

減免の対象となる資産は、課税されている固定資産のうち下記のもものが対象となります。

- ・ 著しい被害を受けた家屋（外壁の全壊、大きな傾き、柱の欠損等）
- ・ 著しい被害を受けた土地（地盤の崩壊、液状化等）
- ・ 被害を受けた償却資産

減免の対象に関しましては、裏面を参考にしてください。

## 申請手続き

「固定資産税減免申請書」に下記の添付書類を添付して課税課まで提出してください。申請書は岩井庁舎課税課にございます。

### 添付書類

- ・ 罹災証明書（写しでも可。住宅のみ。住宅以外は添付不要です。）  
罹災証明の発行は総務課へ申請してください。
- ・ 罹災状況の写真（全体及び細部の被災箇所わかるもの。）
- ・ 償却資産の場合は、修繕後に領収書（写しでも可）を添付。

家屋の被害については、実際の修理費等ではありません。申請後、担当者が現地調査を実施する場合があります。



## 申請期限

固定資産税第一期納期限以降の申請については、減免対象が納期限未到来分のみとなりますので、お早めに申請してください。

## 納付について

減免申請を行っても、減免の対象とならない場合や減免決定までに時間を要することが予想されますので、決定通知が出されるまでの間は通常通り納付してください。  
後日、減免決定がなされた際に、減額した納付書への差し替え等を行います。

### 問合せ先

〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地  
坂東市役所 総務部 課税課 資産税係  
電話番号 0297-35-2121  
0280-88-0111  
(内線 1755・1757)

## 減免の対象 Q & A

### Q 1 著しい被害とは？

A 1 基礎・柱・梁などの建物の主体構造が損壊し、大規模な修理を必要とする場合で、屋根瓦などが崩落した程度の場合は、減免の対象になりません。

### Q 2 市から地震に伴う見舞金を貰いましたが、減免の対象になるのですか？

A 2 今回の市からの見舞金は、屋根の被害に対して行ったもので、屋根の被害だけでは減免の対象にはなりません。

### Q 3 市に申請し、り災証明書の交付を受けましたが、減免になりますか？

A 3 全壊・大規模半壊・半壊の場合には、減免の該当となりますが、一部損壊の証明では該当になりません。

### Q 4 屋根瓦の一部が落ち、外壁に数箇所のひびが入りましたが、減免になりますか？

A 4 瓦の一部が落ちたり、外壁の一部のひびなどの比較的軽微な被害は、減免の対象になりません。

### Q 5 室内のクロスの損傷・塗壁の亀裂・タイルのひび割れもひどく、ガラスも破損しています。減免になりますか？

A 5 比較的修復しやすく、家屋本来の価値があまり損なわれていない場合は、該当になりません。

### Q 6 石塀・灯籠が壊れて修理しましたが、減免に該当しますか？

A 6 固定資産税が課税されていないので、該当になりません。

### Q 7 土地の一部に、くぼみができた場合は？

A 7 地盤崩壊、表土の流失又は土砂・岩石等の堆積により現状回復が容易でない場合は、該当になります。